

【医療保険】 訪問看護利用料 料金表

(令和6年6月1日)

1.医療保険の訪問看護費

※1割負担を表示しています。(2割負担の方は下記料金の2倍、3割負担の方は下記料金の3倍となります。)

項目	訪問者の職種	同一日訪問者数	回数	週3日目迄	週4日以上	
基本療養費(Ⅰ) (居宅への訪問)	看護師・保健師			5,550 円	6,550 円	
	理学療法士・作業療法士					
	准看護師			5,050 円	6,050 円	
基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者への訪問)	看護師・保健師	同一日に2人迄		5,550 円	6,550 円	
	理学療法士・作業療法士	同一日に3人以上		2,780 円	3,280 円	
	准看護師	同一日に2人迄		5,050 円	6,050 円	
		同一日に3人以上		2,530円	3,030 円	
基本療養費(Ⅲ) (在宅療養に備え一時外泊)	外泊中の訪問看護に対し算定		入院中1回 (2回算定可能な 場合あり)	8,500 円 ※管理療養費は算定不可		
指定訪問看護各種加算	難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500 円		
			1日3回	8,000 円		
	緊急訪問看護加算		月14日目まで	2,650 円		
			月15日目以降	2,000 円		
	長時間訪問看護加算		週1回	5,200 円		
		15歳未満の超重症児・準超重症児	週3回迄			
	乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1日1回	1,800 円		
		上記以外の場合	1日1回	1,300 円		
	複数名訪問看護加算	看護師・保健師・理学療法士・作業療法士との同行訪問 ※1人以上は看護職員であること		週1回	4,500 円	
		准看護師との同行訪問		週1回	3,800円	
夜間・早朝 訪問看護加算	夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)		1日1回	2,100円		
深夜 訪問看護加算	深夜(午後10時～午前6時)		1日1回	4,200円		

2. 精神科訪問看護費

項目	訪問者の職種	時間	同一日対象者	回数	週3日目迄	週4日以上	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (居宅への訪問)	看護師・保健師	30分以上			5,550円	6,550円	
	作業療法士	30分未満			4,250円	5,100円	
	准看護師	30分以上				5,050円	6,050円
		30分未満				3,870円	4,720円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者への訪問)	看護師・保健師	30分以上	同一日に2人迄		5,550円	6,550円	
			同一日に3人以上		2,780円	3,280円	
		30分未満	同一日に2人迄		4,250円	5,100円	
			同一日に3人以上		2,130円	2,550円	
	准看護師	30分以上	同一日に2人迄		5,050円	6,050円	
			同一日に3人以上		2,530円	3,030円	
		30分未満	同一日に2人迄		3,870円	4,720円	
			同一日に3人以上		1,940円	2,360円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (在宅療養に備え一時外泊)		入院中1回 (2回迄算定可能な場合あり)		8,500円 ※管理療養費は算定不可			
精神科訪問看護加算	精神科複数回訪問看護加算	1日2回 4,500円	1日3回目以上	8,000円			
	精神科緊急訪問看護加算			1日につき	2,650円		
	長時間精神科訪問看護加算			週1回	5,200 円		
		15歳未満の超重症児・準超重症児		週3回迄			
	複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く)	看護師・保健・作業療法士との同行訪問 ※1人以上は看護職員であること			週1回	4,500 円	
准看護師との同行訪問				週1回	3,800円		

夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)	1日1回	2,100円	
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時～午前6時)	1日1回	4,200円	

### 3. 訪問看護管理療養費

項 目		回数・金額		
月の初日の訪問の場合 (1月につき)	機能強化型訪問看護療養費1	13,230円		
	機能強化型訪問看護療養費2	10,030円		
	機能強化型訪問看護療養費3	8,700円		
	1～3まで以外の場合	7,670円		
月の2回目以降の訪問の場合 (1月につき)	訪問看護管理療養費1	3,000円		
	訪問看護管理療養費2	2,500円		
管理療養費加算等	退院時共同指導加算	月1回 (2回迄可能な場合有り)	8,000円	
	特別管理指導加算		2,000円	
	退院支援指導加算	退院当日	6,000円	
	24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合		6,800円
		上記以外の場合		6,520円
	特別管理加算	月1回	5,000円又は2,500円	
	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円	
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回迄	2,000円	
	訪問看護ターミナルケア療養費1(在宅)		25,000円	
	訪問看護ターミナルケア療養費2(特別養護老人ホーム等)		10,000円	
	訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円	
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円		

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する

### 4. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

項 目	内 容		金 額
超過料金	1時間30分を越えて訪問看護を提供する場合	日 中 午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早朝・夜間 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	30分毎に1,630円
		深夜 午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
休日料金	1日につき1回		3,200円
交通費	ステーション車を使用した場合	ステーションからの往復4km未満	200円(税込)
		ステーションからの往復4km以上10km未満	400円(税込)
		ステーションからの往復10km以上	600円(税込)
	公共交通機関利用/営業車利用(要請による)の場合		実 費
死後の処置料	指定訪問看護に連続した場合		6,500円(税込)

### ● 週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群若しくは頸髄損傷の患者又は人工呼吸器を装着している患者、特別管理加算の対象者

※上記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能